

第7節 事業場指導

1 公害関係法令に基づく届出の状況

(1) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法は、工場および事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。また、工場等から排出される汚水等によって、人の健康にかかる被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任についても定められています。

この法律は、1970年（昭和45年）のいわゆる「公害国会」において、水質保全法・工場排水規制法に代わり制定され、1970年（昭和45年）12月25日に公布されました。

その後、1972年（昭和47年）に大気汚染防止法と同様に無過失損害賠償責任が盛り込まれ、1978年（昭和53年）に閉鎖性水域における水質総量規制制度の導入、1989年（平成元年）に地下水質の保全に関する事項が追加され、1990年（平成2年）に生活排水対策の推進に関する事項が盛り込まれ、2012年（平成24年）には地下水汚染の未然防止のための届出対象施設の拡大、構造基準の適用等の改正を経て現在に至っています。

この法律に基づく各種の届出の受理等の事務は、1974年（昭和49年）から本市に委任されています。

■ 令和5年度水質汚濁防止法 届出件数

届出状況		件数
第5条	特定施設の設置	30
第5条3項	特定有害物質使用特定施設及び 特定有害物質貯蔵指定施設の設置	0
第6条	特定施設の使用	0
第7条	特定施設の構造等の変更	29
第9条	第5条に係る期間短縮	27
	第7条に係る期間短縮	25
第10条	氏名の変更	22
	特定施設の廃止	31
第11条	承継	4
計		168
特定事業場数		221
有害物質貯蔵指定事業場数 ※		10(10)

※ () の数字は特定事業場に該当している事業場数

(2) 大気汚染防止法

大気汚染防止法は、工場および事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や一般粉じん・特定粉じん（アスベスト）の排出等を規制することや、自動車排出ガスの許容限度を定めること等により大気汚染の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。さらには、公害健康被害者の救済を図るため原因者に故意・過失が無くても賠償するという無過失損害賠償責任の原則が採用されています。

この法律は、1968年（昭和43年）12月1日に施行されました（これに伴い、それまでのばい煙規制法は廃止されました。）。その後、1970年（昭和45年）のいわゆる「公害国会」において経済調和条項を削除するなど大幅な改正を行いました。更に1972年（昭和47年）に無過失損害賠償責任が盛り込まれ、1974年（昭和49年）には総量規制方式の導入、そして1989年（平成元年）にはアスベストを、2004年（平成16年）には揮発性有機化合物（VOC）を、2018年（平成30年）には水銀を規制の対象に加える、2022年（令和4年）には石綿事前調査結果報告制度の創設などの改正を経て、現在に至っています。

本市では、1980年（昭和55年）から地方自治法第153条第2項の規定に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和55年神奈川県規則第118号）により、大気汚染防止法に関する事務は、工場を含めて委任されてきました。その後、1994年（平成6年）4月1日に大気汚染防止法第31条に基づき事業場に係る規制事務が委任されました。工場に関する事務は、神奈川県「事務処理の特例に関する条例」（平成11年12月24日条例第41号）で委譲されています。

■ 令和5年度大気汚染防止法 届出件数

届出状況		件数
第6条	ばい煙発生施設の設置	2
第8条	ばい煙発生施設の変更	0
第10条	第6条に係る期間短縮	2
	第8条に係る期間短縮	0
第11条	氏名等変更	12
	ばい煙発生施設の廃止	1
第12条	承継	0
第17条の13	揮発性有機化合物排出施設の氏名等変更	0
第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置	0
第18条の13	一般粉じん発生施設の氏名等変更	1
	一般粉じん発生施設の廃止	0
第18条の15	石綿事前調査結果報告	3188
第18条の17	特定粉じん排出等作業の実施	9
第18条の28	水銀排出施設の設置	0
第18条の29	水銀排出施設の使用	0
第18条の30	水銀排出施設の変更	0
第18条の36	水銀排出施設の廃止	0
第27条	大気汚染防止法に基づく通知（電気事業法）	6
計		3221 (33)
ばい煙発生施設設置工場・事業場		114

揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数	2
一般粉じん発生施設設置工場・事業場数	4
水銀排出施設設置工場・事業場数	3

※ () は石綿事前調査結果報告数を除いた数です。

※特定粉じん発生施設はありません

(3) 騒音規制法・振動規制法

騒音規制法は、工場騒音や建設騒音等の産業騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることにより、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として1968年（昭和43年）6月10日に公布されました。

振動規制法も、騒音規制法と同様に工場振動や建設作業振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることにより、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としています。公害防止対策基本法（現環境基本法）制定後9年を経た1976年（昭和51年）6月10日に、公布されました。これは、振動測定技術や基準設定のための単位をめぐる難しさのため遅れたものです。

■ 令和5年度騒音規制法・振動規制法 届出件数

届出状況		件数	
		騒音	振動
第6条	特定施設の設置	1	0
第7条	特定施設の使用	0	0
第8条	特定施設の数等の変更	1	4
第10条	氏名の変更	23	11
	特定施設の全ての廃止	0	0
第11条	承継	0	0
第21条騒音規制法・第18条振動規制法に基づく通知 (電気事業法・ガス事業法)		0	0
計		25	15
特定工場数		265	123
第14条	特定建設作業	153	95

(4) 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は、土壌中の有害物質による汚染状況の把握やそれらによる健康被害の防止の措置を定めることによつて、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。

この法律は、2002年（平成14年）5月29日に公布、2003年（平成15年）2月15日に施行され、その後、2010年（平成22年）には、一定規模以上の土地の形質変更届の創設等大幅な改正が行われました。2019年（令和元年）には、一時免除中の土地の形質変更時の届出義務が創設されました。なお、調査報告受理等の事務は、藤沢市に委任されています。

■ 令和5年度土壌汚染対策法 届出件数

届出状況		件数
第3条	第1項土壌汚染状況調査結果報告書	1
	第3条第1項ただし書の確認申請書	13
	第3条第5項土地利用方法変更	0
	第3条第7項一定の規模以上の土地の形質変更	7
	第3条第8項土壌汚染状況調査結果報告書	5
第4条	第1項一定の規模以上の土地の形質変更	14
	第2項土壌汚染状況調査結果報告書	4
	第3項土壌汚染状況調査結果報告書	0
第12条	形質変更時要届出区域内における形質変更	2
第14条	区域指定の申請	0
第16条	汚染土壌の区域外搬出届	0
	基準適合認定申請	0
規則第16条 第5項	承継届	0
規則第59条の2 第2項第3号	要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書	0
計		46

(5) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律は、特定工場において公害防止統括者や公害防止管理者を選任することにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止をすることを目的としています。この法律は、1971年（昭和46年）6月10日に公布されました。

この法律に関する事務は、1977年（昭和52年）から本市に委任されています。大気汚染防止法の工場に係る事務は本市に委任されていないことからこの法律でも委任されませんが、神奈川県「事務処理の特例に関する条例」により、大気関係に関する工場について委譲されています。ダイオキシン類対策特別措置法は本市に委任されていないので、この法律の事務も委任されていません。

■ 令和5年度特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 届出件数

届出状況	件数
公害防止統括者	8
大気関係公害防止管理者	3
水質関係公害防止管理者	2
騒音・振動関係公害防止管理者	1
粉じん関係公害防止管理者	2
計	16
特定工場数	34

(6) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県での公害防止の条例上の取組は、公害の進展状況、また、公害関係の法律の整備を踏まえ幾度も制定、改正されてきました。

それまでの「神奈川県公害防止防止条例」（昭和 53 年神奈川県条例第 1 号。以下「旧条例」という。）は、事業場を総合的に規制し、さらに事業者側の自主規制の責務を設ける等事業所からの公害を防止するものでした。

しかしながら、今日の環境問題は、廃棄物の増大、自動車排ガスによる大気汚染や水質汚濁などの都市に密着した問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の問題にまで拡大しているため、公害防止の観点に止まらず広く環境保全上の支障の防止に向けた取り組みが必要ということで、旧条例を全面改正して「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）を制定し、この後、2001 年（平成 13 年）から 5 年ごとに改正を重ね、現在に至っています。この条例に基づく届け出事務については、神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」（平成 11 年 12 月 24 日条例第 41 号）により委譲されています。

■ 令和 5 年度神奈川県生活環境の保全等に関する条例 届出件数

	届 出 内 容	件数
第 3 条	指定事業所設置許可申請書	3
第 7 条	指定施設設置工事完了届出書	2
第 8 条 1 項	指定事業所に係る変更許可申請書	47
第 8 条 2 項	指定事業所に係る変更完了届出書	29
第 8 条 3 項	指定事業所に係る変更計画中止届出書	1
第 10 条	指定事業所に係る変更届出書	60
第 11 条 3 項	指定事業所に係る地位承継届出書	5
第 12 条	指定事業所廃止等届出書	6
第 12 条	指定事業所休止等届出書	0
第 18 条 2 項	環境管理事業所認定申請書	0
第 18 条の 2 2 項	優良環境管理事業所認定申請書	0
第 21 条	環境管理事業所に係る変更届出書	0
第 42 条の 3	化学物質使用状況報告書	77
第 52 条の 5	石綿排出等作業管理計画等届出書	9
第 52 条の 6	石綿排出等作業完了報告書	10
第 56 条の 2 1 項	大型小売店夜間小売業開始	0
第 56 条の 2 2 項	大型小売店夜間小売業変更計画	0
第 56 条の 2 3 項	大型小売店夜間小売業変更	1
第 56 条の 2 4 項	大型小売店夜間小売業廃止届	2
第 59 条 3 項	特定有害物質使用事業所廃止報告書	1
第 60 条 1 項	特定有害物質使用地に係る土地区画形質等届出書	26
第 60 条 2 項	特定有害物質使用地に係る土壌調査報告書	20
第 60 条 4 項	特定有害物質使用地に係る公害防止計画書	2
第 60 条 5 項	特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告書	3

第 60 条 6 項	非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書	0
第 60 条の 2 2 項	周知計画届出書	1
第 60 条の 2 3 項	周知計画完了届出書	2
第 62 条の 2	地下水の影響調査結果報告書	0
第 63 条の 2 2 項	ダイオキシン類管理対象事業所廃止	0
第 63 条の 3	ダイオキシン類管理対象区画形質変更	26
第 63 条の 3	ダイオキシン類管理対象土壌調査報告書	21
第 63 条の 3	ダイオキシン類管理対象非常災害時形質変更	0
第 63 条の 3	ダイオキシン類管理対象公害防止計画書	0
第 63 条の 3	ダイオキシン類管理対象公害防止計画完了	0
第 85 条 2 項	地下水採取量測定結果報告書	57
第 113 条の 2 2 項	事故時等応急措置等完了報告書	1
第 113 条の 5 2 項	環境汚染原因調査報告	0
第 113 条の 6 1 項	環境汚染対策計画報告	0
第 113 条の 6 2 項	環境汚染対策完了報告	0
第 108 条	その他（受任者の変更等）	10
	計	422
	指定事業所数	548

(7) 開発行為等に関する事前協議

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、開発業務課に届出が必要な建築物の中で、工場、大規模小売店、ホテル等の施設については、工事中のみならず施工完了後においても公害（騒音、悪臭、ばい煙等）が発生する恐れがあります。

このため、本市では事業者が近隣住民の理解を得た上で、十分な対策がとられているかを把握し、公害発生未然防止を図るために事前協議を行っています。

また、公害法令関係に該当する建設工事用機械の使用及び施設等の設置については法令に基づく届出が必要であるため、主に次の 3 項目について事前の内容把握を行っています。

- 1 建設工事について
- 2 設置される機器設備について
- 3 特定有害物質の使用状況等の記録の管理

■ 開発行為等に関する事前協議件数

令和 5 年度事前協議件数	0 件
---------------	-----